

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年七月三十日

熊建セ第〇八二九〇〇〇八二号

二 検査済証番号

平成三十年七月三十一日

熊建セ第一五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県本庄市栄一丁目千八番一、千九番四、千十番十二、千十番十三、児玉郡上里町大字七本木字下原東二千三百五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市東大輪三百二十七番地八

三澤 真弘